

## 第14回 医療安全情報

和歌山県立医科大学附属病院  
医療安全推進部次長 中山美代子

平成27年10月に施行された医療事故調査制度についてご紹介します。

医療法

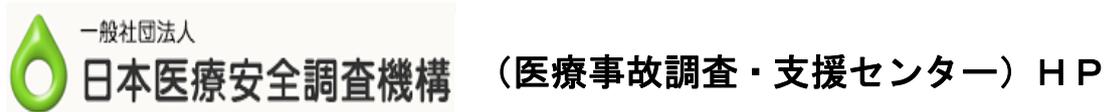
第6条の10

病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（中略）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

省令事項	提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡又は死産
管理者が 予期しなかったもの	制度の対象事案	
管理者が 予期したもの		

この制度開始後から平成30年3月末までで、累計945件の医療事故報告がありました。近畿地方で累計148件院内事故調査が行なわれています。

詳しくは、



毎月、医療事故の現況報告が発表されています。

### 医療事故調査支援団体について

医療法

第6条の11

2 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあつては、代表又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第6条の22において「医療事故調査等支援団体」という。）に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。

3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。

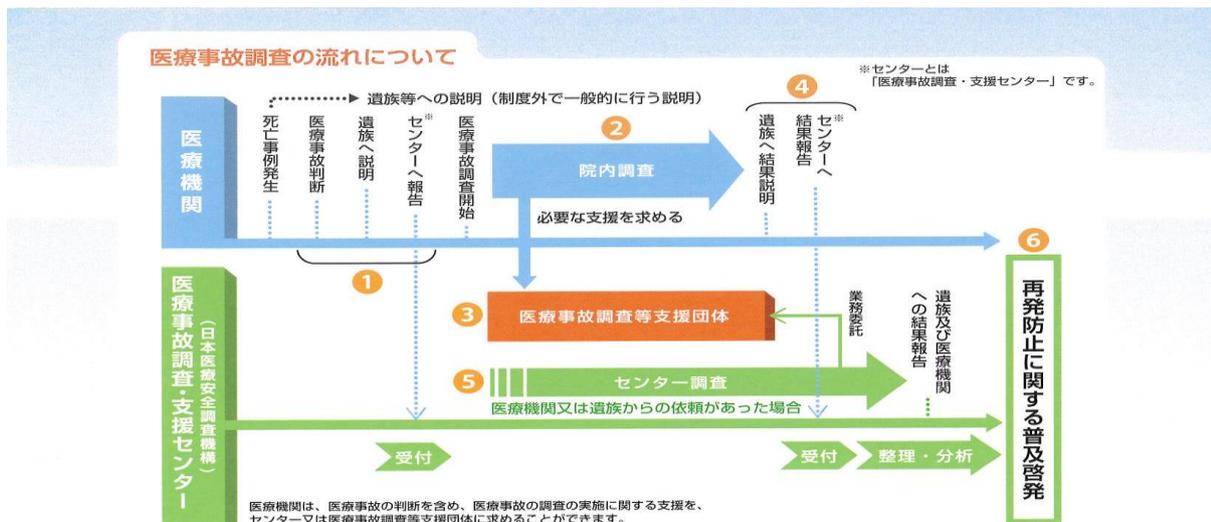
日本看護協会、都道府県看護協会は、**医療事故調査等支援団体**となっています。

2017年4月～2019年3月31日において、和歌山県看護協会からの依頼で、中山が院内事故調査に関わることになりました。

医療事故調査ではなくても、医療安全に関わる質問等があれば、お問い合わせください。



和歌山県立医科大学医療安全推進部 公式 E-mail [anzen@wakayama-med.ac.jp](mailto:anzen@wakayama-med.ac.jp)



### ① 「医療事故」の判断・報告とは？

この制度の対象となる「医療事故」は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」であり、法令等に詳細に規定されています。この「医療事故」に該当するかどうかについては、医療機関の管理者が組織として判断し、該当すると判断した場合は、ご遺族への説明後、センターに医療事故発生時の報告をします。

※医療機関の管理者はこの報告を行うことが義務付けられています。ご遺族が報告するしくみはなっておりません。

### ② 医療機関が行う「院内調査」とは？

医療事故が発生した場合、医療機関は速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を行います。院内調査を行う際は、中立性、公正性を確保するため、医療事故調査等支援団体の支援を求めるとされています。

### ③ 医療事故調査等支援団体による支援とは？

医療事故調査等支援団体とは、医療機関が院内調査を行うにあたり、必要な支援を行う団体で、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など、複数の医療関係団体で構成されています。想定される支援内容は以下のとおりです。

#### 【支援内容】

- ・医療事故の判断に関する相談
  - ・調査手法に関する相談、助言
  - ・院内事故調査の進め方に関する支援
  - ・解剖、死亡時画像診断に関する支援（施設・設備等の提供含む）
  - ・院内調査に必要な専門家の派遣
  - ・報告書作成に関する相談、助言
- （医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など）

### ④ 院内調査結果の説明・報告とは？

院内調査が終了した際は、医療機関はご遺族とセンターに調査結果の説明・報告をします。

※ご遺族には、口頭又は書面、もしくはその双方の適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならないとされています。

センターへの調査結果報告の内容については、再発防止策の検討を充実させるため、必要に応じて、センターから医療機関に確認・照会等を行うことがあります。

### ⑤ センター調査とは？

医療事故としてセンターに報告された事例について、医療機関又は遺族がセンターへの調査を依頼した場合、センターは必要な調査を行います。この調査が終了した際、センターは調査結果を医療機関とご遺族に報告します。

- ・ご遺族からの依頼2万円
- ・医療機関からの依頼10万円

### ⑥ 再発防止に関する普及啓発とは？

センターは、医療機関から集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた再発防止に関する知見を情報提供します。

詳細についてはホームページをご覧ください▶▶▶

▶医療事故調査制度に関する法律、通知等について

医療事故調査制度 厚生労働省 検索

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>

▶医療事故報告等の手続きについて

医療事故調査・支援センター 検索

URL <https://www.medsafe.or.jp>